

東京工業大学学部学習規程

(趣旨)

第1条 東京工業大学(以下「本学」という。)の理学部、工学部及び生命理工学部における学習については、東京工業大学学部学則(平成23年学則第3号。以下「学部学則」という。)によるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目及び単位数)

第2条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

系	授 業 科 目
文 系	文 系 科 目 国際コミュニケーション科目
理 工 系	理 工 系 基 礎 科 目 理 工 系 広 域 科 目 基 礎 専 門 科 目 L ゼ ミ 科 目 学 士 論 文 研 究
総 合 系	総 合 科 目 健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 目 情 報 ネットワーク科目 環 境 教 育 科 目 F ゼ ミ 科 目 創 造 性 育 成 科 目 文 明 科 目

- 国際コミュニケーション科目は、国際コミュニケーションⅠを英語、国際コミュニケーションⅡをドイツ語、フランス語、ロシア語及び中国語とし、別に国際コミュニケーション選択(英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語及び中国語)を置く。
- 健康・スポーツ科目は、健康科学及びスポーツ実習に関する授業科目から成るものとする。
- 授業科目及びその単位数は、各学部の定めるところによる。

(教職に関する科目)

第3条 中学校及び高等学校の数学、理科、情報及び工業の教育者となる者のために、教職に関する科目を置く。

(教職に関する科目の取扱い)

第4条 教職に関する科目(理工系広域科目に指定されている科目を除く。)は、卒業の要件に係る単位数には含めることはできない。

(外国人留学生に関する科目)

第5条 外国人留学生の教育のために、日本語及び日本事情に関する授業科目を置く。

(外国人留学生に関する科目の取扱い)

第6条 前条に規定する授業科目の単位を修得し、又は第14条第1項若しくは第2項又は第15条の規定により単位の認定を受けた外国人留学生の第20条及び第24条の適用に当たっては、当該単位を次の各号に掲げる授業科目の履修により修得したものとみなし、当該各号に規定する範囲内で卒業の要件に係る必要単位数に含めることができる。

- 文系科目及び総合科目 10単位
- 国際コミュニケーション科目は、次のいずれかとする。

イ 国際コミュニケーションⅠ（英語５から英語７までを除く。） ８単位

ロ 国際コミュニケーションⅡ ６単位（ドイツ語、フランス語、ロシア語及び中国語のうち一外国語とする。以下同じ。）

三 健康・スポーツ科目 健康科学の１単位

（単位の計算方法及び授業期間）

第７条 各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義及び演習については、１５時間の授業をもって１単位とする。ただし、別に定める授業科目については、３０時間の授業をもって１単位とする。

二 実験、実習、製図及び実技については、３０時間の授業をもって１単位とする。ただし、別に定める授業科目については、４５時間をもって１単位とする。

２ 各授業科目の授業は、１５週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、この限りでない。

（学習計画及び学習申告）

第８条 学生は、毎学期始めの所定の期間内に、その学期における学習計画を学部長に申告して許可を受けなければならない。

２ 学生は、毎学期始めの所定の期間内に、授業科目担当の教員（以下「担当教員」という。）に学習申告を行い、許可を受けなければならない。

３ 既に許可を受けた授業科目の取消しをしたい者は、当該授業科目の最後の授業の実施日（期末試験を行う授業科目の場合は、期末試験の直前の授業の実施日）までに、担当教員に申し出て許可を受けなければならない。

４ やむを得ない事情によって、申告期間経過後に授業科目を追加する必要がある場合には、速やかに担当教員に申し出て許可を受けなければならない。

（授業科目の学習申告の上限単位数）

第９条 学生の学習申告の上限単位数の対象となる授業科目は、本学及び他大学等で卒業の要件として履修する授業科目とする。

２ 学生の授業科目の学習申告は、各年次において６０単位を上限とする。ただし、四大学連合憲章（以下「憲章」という。）に基づき設定された複合領域コースを履修する者にあつては、本学の授業科目の学習申告は、各年次において６０単位を上限とし、憲章に基づく協定大学の特別聴講学生として学習申告する授業科目を含め、各年次において７０単位を上限とする。

（再申告）

第１０条 不合格となった授業科目について単位の修得を希望する場合には、改めて申告しなければならない。

（収容人員を制限する授業科目）

第１１条 収容人員を制限する授業科目は、各学部の定めるところによる。

（授業科目の履修の認定及び学習の評価）

第１２条 授業科目の履修の認定は、当該学期末に行う試験による。ただし、授業中の成績をもって試験に代えることがある。

２ 試験の成績は１００点満点をもって表わし、６０点以上のものを合格とする。ただし、合格及び不合格の評価をもってこれに代えることがある。

３ 試験に合格した者には、所定の単位を与える。なお、既修得単位の取り消し及び成績の更新はできない。

４ 試験をやむを得ない理由により受けられなかった者及び試験に合格しなかった者については、別に定めるところにより、それぞれ追試験及び再試験を行うことがある。

（試験によらない履修の認定及び学習の評価）

第１３条 国際コミュニケーションⅠ（英語１から英語４まで）の履修者で、次に定める基準（TOEFLについては、成績証明有効期間内のものに限る。）のいずれかを満たした者が申し出た場合は、８単位を上限

に国際コミュニケーションⅠ（英語１から英語４まで）の単位として認定することがある。

実用英語技能認定試験（日本英語検定協会）	１級
TOEIC 公開テスト	875 点以上
TOEFL Internet-based	100 点以上
TOEFL Paper-based	600 点以上

- 2 国際コミュニケーションⅠ（英語５）の履修者で、学科が別に定める合格基準点以上の TOEIC スコアを得た者が申し出た場合は、国際コミュニケーションⅠ（英語５）の単位として認定する。成績の換算は、別に定める換算表を用いて 100 点満点をもって表わす。

（他の大学における授業科目の履修等）

- 第 13 条の 2 学生は、学部学則第 28 条第 1 項の規定に基づき、他の大学における授業科目の履修及び単位の認定を希望する場合は、所定の書類により所定の期間内に学部長に申請しなければならない。

（外国の大学における授業科目の履修等）

- 第 13 条の 3 学部学則第 28 条第 2 項の規定に基づき、外国の大学における授業科目の履修等を希望する場合の取扱いについては、別に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

- 第 14 条 学部学則第 29 条の規定に基づき単位認定を願い出た学生がある場合は、各学部（外国人留学生に関する科目については留学生センター及び各学部）において教育上有益と認めるときは、次に定める単位数を超えない範囲で、認定することができる。ただし、第 16 条第 5 項の規定に基づき定められた学科所属実施要項の別表に掲げる授業科目を除く。

文系科目及び総合科目	10 単位
国際コミュニケーション科目	
国際コミュニケーションⅠ及び国際コミュニケーションⅡ	8 単位
理工系基礎科目	8 単位
理工系広域科目及び基礎専門科目	31 単位
健康・スポーツ科目	3 単位
外国人留学生に関する科目	16 単位

（再入学者、転入学者及び編入学者の既修得単位の認定）

- 第 15 条 学部学則第 13 条の規定による再入学者に係る第 2 条及び第 5 条に関する授業科目の既修得単位については、各学部において審査の上、再入学した類又は学科の当該授業科目の単位として認定することがある。

- 2 学部学則第 14 条の規定による転入学者及び学部学則第 15 条の規定による編入学者に係る既修得単位については、各学部（外国人留学生に関する科目については留学生センター及び各学部）において審査の上、次に定める科目の単位として認定することができる。ただし、学部学則第 14 条第 2 項の規定に基づき、入学を許可された者に係る既修得単位の取扱いについては、別に定める。

文系科目及び総合科目	8～12 単位
国際コミュニケーション科目	
国際コミュニケーションⅠ	8 単位以内
国際コミュニケーションⅡ	6 単位以内
理工系基礎科目	14～16 単位
健康・スポーツ科目	3 単位以内
理工系広域科目、基礎専門科目、Lゼミ科目、Fゼミ科目、	
情報ネットワーク科目及び環境教育科目	45 単位以内
外国人留学生に関する科目	16 単位以内

- 3 前項に規定する理工系広域科目、基礎専門科目、Lゼミ科目、Fゼミ科目、情報ネットワーク科目及び環境教育科目については、同項に規定する範囲内において、各学科ごとに上限を別に定めることができる。

（学科又はコースへの所属）

- 第 16 条 2 学期以上在学し、次に定める科目及び単位を修得した者は、学科又はコース（化学工学科に置かれるコースをいう。）に所属する。

文系科目（文系ゼミを除く。）

4単位以上

国際コミュニケーション科目

6単位以上

理工系基礎科目

14単位以上

健康・スポーツ科目

1単位以上

2 国際コミュニケーション科目 6 単位以上については、国際コミュニケーションⅠのほか、国際コミュニケーションⅡをもって満たさなければならない。

3 各類における学科又はコース別の所属人数は、次のとおりとする。

類	学部	学科又はコース		所属 人数
第1類	理学部	数学科		25
		物理学科		54
		化学科		37
		情報科学科		34
		地球惑星科学科		35
第2類	工学部	金属工学科		33
		有機材料工学科		20
		無機材料工学科		30
		社会工学科		2
第3類	工学部	化学工学科	化学工学コース	35
			応用化学コース	35
		高分子工学科		30
		社会工学科		2
		経営システム工学科		11
第4類	工学部	経営システム工学科		25
		機械科学科		52
		機械知能システム学科		40
		機械宇宙学科		40
		国際開発工学科		40
		社会工学科		4
		制御システム工学科		25
第5類	工学部	制御システム工学科		18
		電気電子工学科		82
		情報工学科		102
		社会工学科		4
第6類	工学部	土木・環境工学科		34
		建築学科		45
		社会工学科		21
第7類	生命理工学部	生命科学科		75
		生命工学科		75
	工学部	社会工学科		3

- 4 学科又はコースへの所属については、所定の期日までに、学長が指名する副学長に申告書を提出して許可を受けなければならない。
- 5 前各号に規定するもののほか、学科又はコースへの所属に関し必要な事項は、別に定める。

(学科及びコースの変更)

第17条 所属の学科又はコースの変更については、別に定める。

(学習課程)

第18条 理工系広域科目、基礎専門科目、Lゼミ科目、学士論文研究、Fゼミ科目、情報ネットワーク科目及び環境教育科目の学習は、標準学習課程によるものとする。ただし、それ以外の学習計画に基づく課程によることもできる。

2 標準学習課程は、次のとおりとする。

理学部	工学部	生命理工学部
数 学	材 料 工 学	生 命 科 学
物 理 学	化 学 工 学	生 命 工 学
化 学	高 分 子 工 学	
情 報 科 学	機 械 科 学	
地 球 惑 星 科 学	機 械 知 能 シ ス テ ム 学	
	機 械 宇 宙 学	
	制 御 シ ス テ ム 工 学	
	経 営 シ ス テ ム 工 学	
	電 気 電 子 工 学	
	情 報 工 学	
	土 木 ・ 環 境 工 学	
	建 築 学	
	社 会 工 学	
	国 際 開 発 工 学	

(標準学習課程の標準科目)

第19条 標準学習課程の標準科目は、各学部の定めるところによる。

(学士論文研究申請の資格)

第20条 6学期以上（再入学者、転入学者及び編入学者にあつては、各学部の定める期間以上）在学し、次に定める科目及び単位を修得した者は、指導教員を選んで学士論文研究を申請することができる。

一 文系科目、総合科目及び文系科目は、文系ゼミを除く文系科目の10単位以上を含む合計14単位

二 国際コミュニケーション科目は、次のいずれかの合計12単位

イ 国際コミュニケーションⅠ（英語5から英語7までを除く。この号において同じ。）から6単位及び国際コミュニケーションⅡから6単位

ロ 国際コミュニケーションⅠから8単位及び国際コミュニケーションⅡから4単位

三 理工系基礎科目は、16単位以上で各学部の定める単位

四 健康・スポーツ科目は、健康科学を1単位及びスポーツ実習を2単位の合計3単位

五 理工系広域科目、基礎専門科目、Lゼミ科目、Fゼミ科目、情報ネットワーク科目及び環境教育科目は、各学部の定める単位

(学士論文研究の申請)

第21条 学士論文研究の申請は、所定の申請書を所定の期間内に学部長に提出し、許可を受けなければならない。

(学士論文研究の報告)

第22条 学士論文研究の審査を受ける者は、研究報告書を指導教員に提出しなければならない。

(学士論文研究の審査)

第23条 学士論文研究の審査は、指導教員を含めて当該研究分野3人以上の専任の教授、准教授、講師又は助教によって行う。

2 学士論文研究の審査は、研究報告書及び口頭発表によって行う。

(卒業の要件)

第24条 学部学則第30条及び第31条に規定する卒業の要件に係る各科目の必要単位数は、次のとおりとする。

- 一 文系科目，総合科目及び文明科目は，文系ゼミを除く文系科目の 12 単位以上を含む合計 18 単位
 - 二 国際コミュニケーション科目は，次のいずれかの合計 14 単位
 - イ 国際コミュニケーションⅠから 8 単位（英語 1 から英語 4 までのうちから 6 単位及び英語 5 から英語 7 までのうちから 2 単位）及び国際コミュニケーションⅡから 6 単位
 - ロ 国際コミュニケーションⅠから 10 単位（英語 1 から英語 4 までの 8 単位及び英語 5 から英語 7 までのうちから 2 単位）及び国際コミュニケーションⅡから 4 単位
 - 三 理工系基礎科目は，16 単位以上で各学部の定める単位
 - 四 健康・スポーツ科目は，健康科学を 1 単位及びスポーツ実習を 2 単位の合計 3 単位
 - 五 理工系広域科目，基礎専門科目，Lゼミ科目，Fゼミ科目，情報ネットワーク科目及び環境教育科目は，各学部の定める単位
 - 六 学士論文研究は，6 単位から 14 単位までの範囲で各学部の定める単位
- 2 前項各号に規定したもののほか，卒業の要件に係る必要単位数として，各学部の定める単位数を修得しなければならない。
 - 3 第 1 項第 2 号に規定する科目の単位数を超えて修得した科目の単位数については，卒業の要件に係る単位数には含めることはできない。

（学位及び専攻分野の名称）

第 2 5 条 第 18 条に規定する標準学習課程を履修して卒業を認められた者に対し，学士の学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は，次のとおりとする。

学 部	標準学習課程	専攻分野の名称
理 学 部	数 理 学 物 理 学 化 学 情 報 科 地 球 惑 星 科	理 学
工 学 部	材 料 工 学 化 学 工 学 高 分 子 工 学 機 械 知 能 シ ス テ ム 学 機 械 知 能 シ ス テ ム 工 学 機 械 知 能 シ ス テ ム 工 学 制 御 シ ス テ ム 工 学 経 営 シ ス テ ム 工 学 電 気 電 子 工 学 情 報 ・ 環 境 工 学 土 木 環 境 工 学 建 築 工 学 社 会 開 発 工 学 国 際 開 発 工 学	工 学
生 命 理 工 学 部	生 命 科 学	理 学
	生 命 工 学	工 学

附 則

この規程は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

参 考

1 東京工業大学学部学習規程（以下「規程」という）第19条の規定に基づく各学部で定める授業科目及びその単位数については、平成26年度学部授業科目一覧参照

2 規程第 11 条の規定に基づく各学部で定める収容人員を制限する授業科目一覧

授業科目名	収容人員	備 考	授業科目名	収容人員	備 考
物 理 学 実 験 第一 同 第二 数値処理・計算物理学	65 65 65	物理学の学生を優先させる	化 工 数 学	50	化学工学科（化工コース）の学生を優先させる
化 学 基 礎 実 験 第一 同 第二 同 第三	48 48 48	化学の学生を優先させる	化 工 計 算 機 演 習 第一 同 第二	40 40	化学工学科（化工コース）の学生を優先させる
化 学 総 合 実 験 第一 同 第二 同 第三	48 48 48	上に同じ	応 用 化 学 実 験 第一 同 第二	130 130	化学工学科，高分子工学科の学生を優先させる
計 算 機 科 学 概 論 計 算 機 科 学 第一 同 第二 情報科学総合演習・実験	40 40 40 40	情報科学の学生を優先させる	応 用 化 学 実 験 第三	130	化学工学科，高分子工学科の学生を優先させる
地 惑 実 験	35	地球惑星科学の学生を優先させる	化 学 工 学 実 験	40	化学工学科（化工コース）の学生を優先させる
地 球 物 質 学 実 験			応用化学実験（専門）	40	化学工学科（応化コース）の学生を優先させる
地 惑 巡 検	30	地球惑星科学第4学期の学生を優先させる	高 分 子 工 学 実 験	40	高分子工学科の学生を優先させる
材 料 科 学 実 験 第一	90	金属工学科，有機材料工学科，無機材料工学科の学生を優先させる	機 械 製 図	62	機械科学の学生を優先させる
同 第二	90		機 械 設 計 製 図 第一 同 第二	57 62	
情報処理概論演習（材）	90	金属工学科，有機材料工学科，無機材料工学科の学生を優先させる	機 械 科 学 実 験 第一 同 第二	62 62	
			電 気 回 路 実 習	62	
			機 械 工 作 実 習	62	
金属工学創成プロジェクト	35	金属工学科の学生を優先させる	独創機械設計プロジェクト第一 同 第二	62 62	
金 属 工 学 総 合 実 験	35		情報処理演習（機）	62	
材 料 物 性 特 別 実 験	35	上に同じ	基 礎 数 値 解 析	57	
有機材料工学実験 第一 同 第二	28 28	有機材料工学科の学生を優先させる	CAD/CAM/CAE 基礎論	57	
			応 用 数 値 解 析	62	
			プロジェクト研究	50	機械知能システム学科の学生を優先させる
有機材料工学コキウム 第一 同 第二	28 28	有機材料工学科の学生を優先させる	CAD/CAM 創造実習	50	
			マイコン制御演習	50	
			設計と生産の工学 第一 同 第二	50 50	
セラミックス実験 第一 同 第二	35 35	無機材料工学科の学生を優先させる			

授業科目名	収容 人員	備 考	授業科目名	収容 人員	備 考		
情 報 数 理 工 学 第 一 同 第 二	50 50	機械知能システム 学科の学生を優先 させる	技 術 論 文 （ L ゼ ミ ）	100	電気電子工学科の 学生を優先させる		
メカトロニクス工学	50		電 気 電 子 工 学 実 験 1 同 2 同 3 同 4	100 100 100 100	電気電子工学科の 学生を優先させる		
創 造 工 作 実 習 A 同 B	50 50						
ヒト脳機能の基礎と 計測実習	50						
機械知能システム創造 第一 同 第 二	50 50			電 気 電 子 工 学 創 造 実 験		20	電気電子工学科の 学生を優先させる
機 械 宇 宙 学 実 験 第 一 同 第 二	40 40	機械宇宙学科の学 生を優先させる	電 気 電 子 シ ミ ュ レ ー シ ョ ン 実 習	20	電気電子工学科の 学生を優先させる		
機 械 宇 宙 学 ゼ ミ	40		情 報 実 験 第一 同 第二 同 第三 同 第四	150 150 150 150	情報工学科の学生 を優先させる		
数 値 解 析 基 礎	40						
数 値 シ ミ ュ レ ー シ ョ ン 基 礎	40						
機 械 創 造	40						
機 械 創 造 基 礎	40		構 造 力 学 実 験	40	土木・環境工学科の 学生を優先させる		
機 械 宇 宙 設 計 製 図	40						
メカトロニクス	40		水 理 学 実 験	40			
機械宇宙学インターンシップ	40			地 盤 工 学 実 験		40	
機械宇宙プロジェクトA	10		コ ン ク リ ー ト 実 験	40	上に同じ		
機械宇宙プロジェクトB	40			測 量 学 実 習	40	上に同じ	
理工系のための作文技術	20		制御システム工学 科の学生を優先さ せる	環 境 計 画 演 習	40	上に同じ	
メカトロニクスラボ	48	イ ン フ ラ ス ト ラ ク チ ャ ー の 計画と設計		40	上に同じ		
制御システム工学ラボ研修	48	建 築 設 計 製 図 第一 同 第二 同 第三 同 第四		45 45 45 45	建築学科の学生を 優先させる		
創 造 設 計 第 一 同 第 二	80 48			建 築 学 実 験 第一 同 第二		45 45	上に同じ
計 算 数 学	42					建 築 環 境 計 測	
情 報 シ ス テ ム 基 礎 実 験	42			造 形 演 習		30	上に同じ
人 間 工 学	42	経 営 シ ス テ ム 工 学 科の学生を優先さ せる		42			
モ デ ル 化 と O R	42						
インダストリアル・ エンジニアリング	42						
経 営 シ ス テ ム 工 学 ゼ ミ ナ ー ル	42	品 質 管 理	60				

授業科目名	収容 人員	備 考	授業科目名	収容 人員	備 考
プログラミング基礎 応用	40	社会工学科の学生を 優先させる	情報処理概論演習 (学科名)	学科 定員	それぞれの学科に所 属する学生を優先さ せる
情報処理概論	40	国際開発工学科の学 生を優先させる	生命科学基礎実験 第一 同 第二	学科 定員	生命科学科の学生を 優先させる
国際プロジェクト演習	40		生命科学総合実験 第一 同 第二		
国際開発工学実験 A および B	40		生命工学基礎実験 第一 同 第二 生命工学総合実験 第一 同 第二	学科 定員	生命工学科の学生を 優先させる
国際開発工学 インターンシップA及びB	40				
国際開発工学 フィールドワークA及びB	40				
国際開発コミュニ ケーション論	40				

3 規程第 19 条の規定に基づく各学部で定める各学科の標準学習課程の標準科目については、各標準学習課程
案内参照